

川崎市への届出が必要な変更事項

参考資料5-1

	変更内容	提出書類	添付書類	根拠法令	提出時期	事前協議
1	施設長	児童福祉施設変更届	・新施設長の履歴書 ・新施設長の資格証	児童福祉法施行規則第37条第6項	事前	—
		特定教育・保育施設確認変更届	・新施設長の履歴書 ・新施設長の資格証 ・誓約書	子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項		
2	法人代表者	児童福祉施設変更届	・登記簿謄本の写し	児童福祉法施行規則第37条第6項	事前	—
		特定教育・保育施設確認変更届	・登記簿謄本の写し ・誓約書	子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項		
		子ども・子育て支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書※	—	子ども・子育て支援法第55条第3項	変更後速やかに	—
3	法人役員	特定教育・保育施設確認変更届	・登記簿謄本の写し ・誓約書	子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	変更後速やかに	—
4	法人の名称・住所	児童福祉施設変更届	・登記簿謄本の写し	児童福祉法施行規則第37条第5項	変更後1か月以内	—
		特定教育・保育施設確認変更届	・登記簿謄本の写し	子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項		
		子ども・子育て支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書※	—	子ども・子育て支援法第55条第3項	変更後速やかに	—
5	施設の名称	児童福祉施設変更届	—	児童福祉法施行規則第37条第5項	変更後1か月以内	必要
		特定教育・保育施設確認変更届	—	子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項		
		子ども・子育て支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書※	—	子ども・子育て支援法第55条第3項	変更後速やかに	—
6	施設の場所	児童福祉施設変更届	—	児童福祉法施行規則第37条第5項	変更後1か月以内	必要
		特定教育・保育施設確認変更届	—	子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項		
		子ども・子育て支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書※	—	子ども・子育て支援法第55条第3項	変更後速やかに	—
7	定員	児童福祉施設変更届	・園舎図面 ・職員体制表	児童福祉法施行規則第37条第6項	事前	必要 (8月まで)
		特定教育・保育施設確認変更届	・園舎図面 ・職員体制表	子ども・子育て支援法施行規則第31条		
8	保育時間	児童福祉施設変更届	・通常保育時間等の変更について、保護者が同意していることを示す書類	児童福祉法施行規則第37条第6項	事前	必要 (8月まで)
9	建物の構造	児童福祉施設変更届	・園舎図面(平面図) ・各室名称 ・各室面積表	児童福祉法施行規則第37条第6項	事前	必要
		特定教育・保育施設確認変更届	・園舎図面(平面図) ・各室名称 ・各室面積表	子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項		
10	登記事項証明書	児童福祉施設変更届	・登記簿謄本の写し	児童福祉法施行規則第37条第5項	変更後1か月以内	—
11	定款・寄附行為・登記事項証明書	特定教育・保育施設確認変更届 ※ただし、インターネットで公開されていれば提出不要	—	子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項	変更後速やかに	市が所管する社会福祉法人における定款変更は必要
12	運営規程	児童福祉施設変更届	・変更前及び変更後の運営規程 ・新旧対照表(任意様式)	児童福祉法施行規則第37条第6項	事前	—
		特定教育・保育施設確認変更届	・変更前及び変更後の運営規程 ・新旧対照表(任意様式)	子ども・子育て支援法施行規則第33条第1項		
13	運営の方法(調理業務の委託化)	児童福祉施設変更届	・委託契約書の写し ・その他関係書類等	児童福祉法施行規則第37条第6項	変更後速やかに	—

※設置する施設等の所在地によって様式が異なります。